

新旧対照表

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について
(昭和 59 年 11 月 15 日)の一部改定

新	旧
1 第1条について (1)～(3) (略) <u>(4)甲、乙及び丙は、発電所の安全性の確保及び信頼性の向上を図るため、意見交換等の実施により、丙の請負企業を含む相互理解の促進に努めるものとする。</u>	1 第1条について (1)～(3) (略) (加える。)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第5条について <u>報告の時期及び方法については、その都度協議するものとする。</u>	(加える。)
5 第6条について (略)	4 第5条について (略)
6 第8条について <u>特異な状況が認められた場合とは、以下のとおりとする。</u> <u>(1)発電所に由来すると考えられる人工放射性物質が検出されたとき</u> <u>(2)環境放射線及び環境放射能の測定で異常と判断される値(「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所における放射線監視に係る異常時情報の取扱いについて」に記載の値とする。)が検出されたとき</u> <u>(3)温排水等の監視調査結果で異常と判断される状況が認められたとき</u>	(加える。)
7 第10条について (略)	5 第9条について (略)
8 第11条について (1)状況確認は、次の場合に、原則として甲乙共同で行い、丙は積極的に協力するものとする。 ア 随時の確認 (ア)～(ウ) (略) <u>(エ)排気筒モニタ、温排水温度等の測定データの信頼性を確保するための確認を行うとき</u> (オ) (略) イ (略) (2) (略)	6 第10条について (1)状況確認は、次の場合に、原則として甲乙共同で行い、丙は積極的に協力するものとする。 ア 随時の確認 (ア)～(ウ) (略) (加える。) (エ) (略) イ (略) (2) (略)
9 第13条について (略)	7 第12条について (略)
10 第15条について <u>甲は、丙からの報告内容について公表を行う場合は、個人のプライバシーに関するもの、核物質</u>	(加える。)

防護を含む公共の安全に関するもの、公表することにより丙又は第三者の正当な利益を害する恐れのあるものについては、これを公表しないものとする。

11 第 16 条について
(略)

12 この協定において別に定めることとした事項は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 第 7 条第 2 項関係
(略)

(3) 第 9 条第 2 項関係

ア・イ (略)

(4) 第 12 条第 3 項関係
(略)

(5) 第 15 条第 8 項関係

新潟県原子力発電所トラブル等情報受付窓口の設置に関する要綱(別紙 6)

8 第 14 条について
(略)

9 この協定において別に定めることとした事項は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 第 6 条第 2 項関係
(略)

(3) 第 8 条第 2 項関係

ア・イ (略)

(4) 第 11 条第 3 項関係
(略)

(加える。)